

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担当課	DX推進課

契約業者名・住所	株式会社アイネス 営業本部 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目38番11号
工事等の名称	松戸市税・国保・福祉関連システム保守業務委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	77,608,924円
工事等の概要	税・国保・福祉関連システム保守業務の委託契約
随意契約の理由	税・国保・福祉関連システムについては、「松戸市情報システム最適化業務」によるホストコンピュータシステムからオープンシステムへの移行に伴い、平成19年11月26日から本稼動し、令和3年3月1日より新システムとして稼動している。業務範囲としては、個人市民税、法人市民税、固定資産税、家屋評価、軽自動車税、事業所税、税収納、宛名、国民健康保険、国民健康保険収納、国民健康保険滞納、子ども子育て、放課後児童クラブ、児童手当、児童扶養手当、障害福祉、市営住宅、し尿等が対象であり、当契約はそのシステムを安定的に稼動させるための保守契約である。 基幹系システムの障害や問題の発生は即座に業務継続及び市民サービスの停止となる可能性がある重大なものである。よって、システムにおける障害等を未然に防ぎ、新システムでの業務を支障なく遂行するため、本業務の委託事業者は、当該システムを熟知している事業者が最も適当である。 株式会社アイネスにおいては、平成19年11月26日のシステム導入時に総合評価により選定され、令和3年3月1日稼動の新システム再構築においても、前述の業務を総合的に導入した事業者である。また、上記

	業務システム及びパッケージシステムの開発事業者でもあるためシステムの内容を熟知している。さらに、通常であれば時間と経費を要するデータベースやパッケージの構造にも熟知していることから、経費的な観点においてもメリットがあり、本業務を履行するに最も適当な委託業者であると認められる。 従って、本業務については、その性質又は目的が競争入札に適しないと判断し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、株式会社アイネスを相手方として随意契約することが妥当かつ適法であると思料する。また、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、1 者からのみ見積書を徴するものである。
--	--